

表彰規程

(趣旨)

第1条 この規程は一般社団法人長野県作業療法士会(以下、本会)施行細則第7章に基づく表彰についての必要な事項を定めるものとする。

(表彰の種類)

第2条 本会において行われる表彰は、次のものである。

- (1) 名誉会員表彰
- (2) 永年会員表彰
- (3) 長野県作業療法学術大会奨励賞表彰(以下、「大会奨励賞」という)
- (4) 長野県作業療法功労賞表彰(以下、「功労賞」という)
- (5) その他の表彰・感謝状

(名誉会員表彰)

第3条 別に定める名誉会員規程により名誉会員に決定した者は名誉会員表彰を受ける。

(永年会員表彰)

第4条 永年会員表彰は、本会の正会員として30年以上(休会期間は除く)活動した者に授与する。

- 2 活動年数の算出にあたっては、休会期間があった年度はその年数に含めないものとする。

(大会奨励賞)

第5条 大会奨励賞は、長野県作業療法学術大会の発表演題のうち、特に優秀なものに対して授与する。

- 2 大会奨励賞の数は、大会毎に1題とする。
 - (1) 大会奨励賞の選定は学術大会長、本会会長及び学術研修部長が審議の上行う。

(功労賞)

第6条 功労賞は、本会の正会員で長野県における作業療法の発展に顕著な功績があった者に授与する。

- 2 表彰にあたっては、次のいずれかを満たすことを基準とする。
 - (1) 本会の会長又は副会長を務めた者であること。
 - (2) 本会の理事又は監事を通算4年以上務めた者であること。
 - (3) 本会の部長又はそれに準ずる役員を通算6年以上務めた者であること。
 - (4) 本会又は作業療法の発展に掛かる多大な功績があった者であること。

(その他の表彰・感謝状)

第7条 本会の正会員以外で、作業療法の普及又は本会の発展に著しく寄与したものを表彰する。

(功労賞表彰・その他の表彰・感謝状の推薦及び決定の手続き)

第8条 表彰推薦及び決定の手続きは、次のとおりとする。

- (1) 表彰候補者を推薦することができるのは、表彰委員会とする。
- (2) 別記様式に準じて表彰候補者の推薦届を作成し、理事会に提出する。
- (3) 理事会は、推薦届の提出を受けて審査を行い、表彰を決議する。

(表彰の方法)

第9条 表彰は、表彰状及び副賞を授与して行い、本会広報等に掲載してこれを公表する。

2 表彰式は通常総会にあわせて行う。

(規程の変更)

第10条 この規程の変更は理事会の議決によらなければならない。

附則

1. この規程は2020年(令和2年)2月7日から施行する。

2. この規程は2021年(令和3年)4月2日から一部改正により施行する。

3. この規程は2025年(令和7年)8月1日から一部改正により施行する。

表彰候補者推薦届

一般社団法人 長野県作業療法士会 会長 殿

ふりがな 候補者氏名	
表彰の種類	1、長野県作業療法功労賞表彰 2、その他の表彰・感謝状
推薦理由	

上のおり推薦いたします。

_____年 月 日

推薦者 氏名 _____ 所属 _____

長野県作業療法士会 表彰委員会